

◇発行：合資会社 こちら総務部 〒830-0032 福岡県久留米市東町 5-10 電話：0942-34-2188 FAX：0942-33-3942

働き方改革を考える

1. 時代の変化

- ①、「年功序列、定年制、内助の功」がなくなる。
- ②、共稼ぎ、夫の家事参加、子育て参加
- ③、能力主義、成果給
- ④、同一労働・同一賃金
- ⑤、週 40 時間労働
- ⑥、有休消化の義務
- ⑦、残業 5 割増し（割増賃金）

2. 生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）の減少の加速

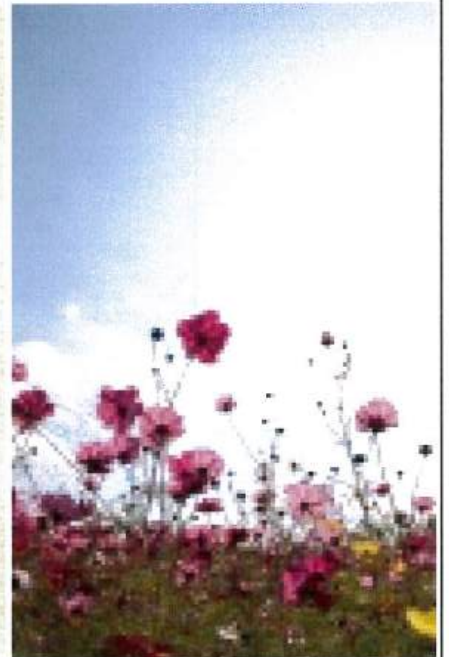
- ①、働き手が地方からいなくなる。
- ②、遠くない将来に日本の人口は江戸時代の数となる。

3. 社会や生産年齢人口の変化が労使双方に「働き方」の改革を迫る。

- ①、実質的な生産年齢人口の増加→女性の労働力参加や付加価値による労働生産性の増が必要となる。
- ②、「働きたい企業」とは？
健康機器大手のタニタは社員の一部を個人事業主制（業務委託で仕事を依頼する制度）にする。
ダブルワーク（兼業）を認める企業も出てきた。
- ③、多様な働き方が必要とされる、求められる時となる。

合資会社こちら総務部 代表社員 四ヶ所十郎

秋空の中
筑後川土手のコスモス



～SDGs～

SDGsとは、持続可能な開発目標として、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』にて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、健康、教育エネルギーなどの分野別に17のグローバル目標と169のターゲットから構成されています。

日本では大企業を中心にSDGsに取り組む企業が増えてきていますが、中小企業にもその波が来ています。取り組むメリットとして、

- ①企業イメージの向上（経営理念や事業目標に対しSDGsを使って発信することで、社会貢献する企業として評価が高まる）
- ②新たな事業機会の創出（SDGsが示す社会課題の解決は世界共通のニーズであり、解決に繋がる技術やサービスを開発できれば、新たな市場の開拓ができる）
- ③社会の課題への対応（社会貢献や地域での信頼獲得に繋がる）
- ④企業の生存戦略（企業間の生存競争は激しさを増し、SDGsへの取り組みがビジネスにおける取引条件になる可能性がある）

が挙げられます。

また、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視、選別して行うESG投資の対象として日本の企業が注目されています。

SDGsは世界中で取り組まれているもので、日本も例外ではありません。

感度の高い学生は就職活動において志望する理由の上位にSDGsに取り組んでいる企業としている事例もあるようです。

会社内で環境への負荷を軽減するような小さな活動でもSDGsで掲げる17のグローバル目標、169のターゲットに該当します。我々は地球を救う最後の世代です！！

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

Japan Committed to SDGs



前問

貸倒引当金てなに??

売上を計上すると売掛金が残ります。この売掛金(売掛債権)は現金などで回収をされたら、取崩をすることとなります。しかし、たくさんの売掛債権があると、中には、得意先が倒産するなどして払われなくなるようなこともあります。このことを貸倒といいますが、この貸倒に備えた手当のことを貸倒引当金を計上するといえます。この貸倒引当金には、一般引当と呼ばれるものと個別引当と呼ばれるものの2通りがあります。今回は、一般引当について解説します。

一括評価金銭債権(普通の債権)

普通の債権ということは、回収期限を迎えれば特に問題なく現金化することができるはずですが、そうはいっても商売というのは先行きがわからないものですから、ある日突然取引先が倒産をする、連絡がつかなくなるといったこともあるでしょう。そのような普通の債権については、貸倒引当金の計上においては「一括評価金銭債権」と呼びます。一括評価金銭債権は、以下の2つの方法により貸倒引当金の金額を計算します。

○貸倒実績率を用いる方法

当期から前3年間に、どれだけの一括評価金銭債権を保有し、実際にどれだけ貸倒れが生じたのかを所定の算式を用いて計算します。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の} \\ \text{売掛債権等の貸倒損失の額} \\ + \text{その各事業年度の個別評価分の貸倒引当金繰入額} \\ \text{の損金算入額} \\ - \text{その各事業年度の個別評価分の貸倒引当金戻入額} \\ \text{の益金算入額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度開始の日前3年以内に開始し} \\ \text{た各事業年度終了の時における一括評価} \\ \text{金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right]} \times \frac{12}{\text{左の各事業年度の月数(※)の合計数}}$$

繰入限度額 = 期末一括評価金銭債権の帳簿価額 × 貸倒実績率
上記の算式により貸倒引当金の計上限度額が計算されます。なお、引当金を計上することを繰入(くりいれ)と呼びます。

○法定繰入率を用いる方法

中小法人については、貸倒実績率を用いる方法に代えて、税法で定められている法定繰入率を用いて計算することができます。法定繰入率は業種に応じて定められており、貸倒れが発生しやすい業種とそうでない業種に応じて差がつけられています。

繰入限度額 = (期末一括評価金銭債権の帳簿価額 - 実質的に債権とみられない金額) × 法定繰入率
法定繰入率は下記のとおりです。

- 卸売業及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) 10 / 1000
- 製造業 8 / 1000
- 金融業及び保険業 3 / 1000
- 割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業 13 / 1000
- その他 6 / 1000

引用元：国税庁『No.5501 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の設定』

なお、実質的に債権とみられない金額とは「売掛先に対して当社が買掛金を有している」というようなときに発生します。この場合、売掛金全額ではなく、当社が支払うべき債務分は相殺して計算します。

中小法人などでは、貸倒実績率による方法と法定繰入率による方法を両方計算し、どちらか高い方を選択することが可能です。

今回は個別評価金銭債権について解説します。

辻 直英

「経理とは」

みなさま、経理という言葉はご存じだと思います。

「あ、経理ね。。。」「と甘く見てる方、また、言葉は知ってるけど具体的に何？という方は必見です。

経理とは、「経営管理」の略称です！ 会社経営にとって欠かすことのできない基幹部分です。つまり、これを軽んじている会社は。。。

では経営管理とは何なのでしょか。経営管理とは、会社のお金の流れを明らかにし、それを元に経営の方向性を決めていくことです。単に、書類を整理して、集計して、はい終わりというのではありません。お金の動き(流れ)、人の動き(流れ)、モノの動き(流れ)のすべてが集約され、経営判断の手がかりとなるもの、それが経営管理＝経理なのです。

しかしながら冒頭で書いたように、「あ、経理ね。。。」「と後回しにされがちなのがご存じです。これは経理の重要性に気付いていないからです。何が無駄で何が必要なのか、いついかに必要なのか、将来的にどこをどうしたら良いのかといった経営判断や、対外的(取引先や銀行、税務署等)な信用にもつながってきます。今一度、「経理」を見直しましょう。

四ヶ所 直樹

食糧品店の取引、軽減税率8%か否かの判定

令和元年十月一日より消費税率が10%に引き上げられ、それと同時に食糧品・新聞などの所とは軽減税率として消費税8%が適用されることとなりました。飲食料品の譲渡については、「飲食店内での食事は10%・持ち帰りは8%」というの割合とご存知の方も多いかとは思いますが、ほかにも軽減税率の8%か、それとも10%か判断に迷う事例がございますので、今回はその事例をいくつかご紹介いたします。

食肉・生乳等の畜産物を生きたまま販売

肉用牛、豚、鳥等、生きた家畜をそのまま販売する場合は、軽減税率の対象とはならず、10%の適用となります。

軽減税率か否かの判定は「販売する時点」において、「人の飲食用として」販売されているかがポイントとなりますのでこの事例では、生きた家畜のままでは飲食用とは言えないので、軽減税率8%は適用されません。ただし、これらの家畜も「枝肉」の状態で販売する場合は「人の飲食用として」みなされるので、軽減税率8%が適用されます。

魚類を生きたまま販売

先程の肉用牛、豚、鳥などの家畜とは違い、生きた魚類を販売する(食用として)場合は、軽減税率8%が適用されます。

金魚など、観賞用の、生きた魚を販売する場合は、「人の飲食用」としてではないので軽減税率に適用は無く、消費税10%となります。

酒類(アルコール度数)に関する物の販売

飲食料品であっても、酒税法に規定する酒類(アルコール度数一度以上)の物の販売は、軽減税率の適用は無く、消費税10%となります。

例えばみりん、料理酒は、飲食料品なので当然に軽減税率8%と思われるがちですが、「アルコール度数が一度以上」ならば軽減税率の適用がなく消費税10%となります。ノンアルコール、甘酒、酒類を原料として使ったお菓子に関しては、これも「アルコール度数が一度以上か一度未満か」で判断します。

ペットフードの販売

ペットフードは、普通「人」の食用として販売されるものではないので、軽減税率は適用されず、消費税10%となる。人の食用として販売された食品を、購入者がペットに食べさせてしまった場合は、販売者側があくまで「人の食用」として販売した事には変わりないので、軽減税率8%がそのまま適用されます。

水・氷の販売

ミネラルウォーターは、「人の飲用」なので軽減税率8%が適用されます。水道水の販売は、飲用だけではなく風呂・洗濯・食器洗いなど、生活全般の用途として使用されることが前提なので軽減税率の適用は無く、消費税10%となります。かき氷や飲料に入れて使用する氷は軽減税率8%が適用されますが、ドライアイスや保冷用の氷は軽減税率の適用は無く、消費税10%となります。

お酒を製造するためのお米の販売

先程酒税法に規定する酒類(アルコール度数一度以上)のお酒は、軽減税率が適用されないとお伝えしましたが、そのお酒を製造するためのお米の販売は、その「販売時点」では人の食用として販売されていれば、軽減税率8%となる

金子

社員旅行を福利厚生費で計上するには・・・

税務調査でよく問題になるのが、福利厚生費で計上している社員旅行です。社員旅行にかかった経費を福利厚生費にできない場合、給料として処理されてしまいます。福利厚生費となる場合とは違って損金として算入できませんから、法人税の金額が増えたり、給料となる場合には、社員の所得税が増えたりします。社員旅行を行う際には、しっかりと福利厚生費となる条件を満たしましょう。

参加人数における注意点

福利厚生費として経費計上する場合、全員に平等に支払う費用であることが前提になります。そのため社員旅行は、欠席者がいないのが理想です。

「一部の社員しか参加しない」「結果として参加率が低すぎる」といった場合だと私的旅行としての扱いになり、福利厚生費として経費計上することが難しくなります。そのため社員旅行においては、実際の参加人数が重要なポイントとなります。経費計上できるか否かは、全体の50%以上の人数の参加が必須です。支店や工場などで旅行に行く場合でも、それぞれの職場の総人数の50%以上の参加が必要になります。さらに、参加しなかった社員に対して金銭を支給してしまうと、社員旅行費用も含めて給与扱いとなり所得税が課税されます。

期間における注意点

旅行の期間も大切です。国内旅行の場合は4泊5日以内、海外旅行の場合は海外での滞在日数が4泊5日以内に収めましょう。

金額面の注意点

会社の負担額にも注意しましょう。あまりにも会社の負担額が多すぎると、社員旅行として経費計上でできず、給与扱いしなければいけない場合があります。具体的な金額についてはケースごとによって判断されますが、目安としては従業員1人につき5万円〜7万円程度とも言われています。

利益が出たからと一人あたり10万超の金額を支払うような豪華な社員旅行を行うと、税務調査の際に指摘される恐れがあることを念頭に置いておきましょう。また、社員旅行費用を会社が全額負担しても良いですが、従業員が費用の一部を負担しても構いません。

その場合は、旅行積立金として給与から天引きする方法があります。ただし勝手に給与から天引きすることは、労働基準法違反になります。事前に労働者の過半数で組織する労働組合などと「賞金控除に関する協定」を結んでおきましょう。

北原